

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー 2-6：未成年者の治療—患者の福利

翻訳 宮脇佳世・瀧本禎之

Xさんは32歳女性。1990年に彼女が長く付き合っていた男性から彼がHIV陽性であることを告げられた。そこで彼女はHIV検査を受けたところ陽性であった。

XはHIV陽性であることが判明してから、代替医療療法、厳しい食事療法や健康的な生活を含めた療養に取り組み始めた。彼女の見解では、8~9年後に彼女がHIV陽性であっても、この療養によってすばらしく健康でいられるのではないかと考えている。1997年、彼女はあらたな男性と出会った。彼とは婚姻状態ではない。彼のHIV検査は陰性であった。彼女と彼は子供をもうけようと考えた。

彼女たちの娘は1999年4月8日に出生した。彼らは、標準的な医療を基準とした受け入れがたい出産方法を選ばなくてはならなくなる懸念があり、病院で正規の手続きをとる出産前後の母子看護を受けない選択をした。彼女は助産師の助けを借りて自宅で出産した。彼女は自然分娩で出産し、子供は大変元気で健康であった。

この子供がHIV陽性で生まれる可能性は25~30%であるため、医師は子供がHIV検査を受けた方がよいと考えた。もし、子供がHIV陽性であれば、さらなる治療が望まれる。さらに、母親は出産後から母乳で育てていた。もし、子供がHIV陽性であれば、このような母乳育児をもちろん続けることができる。しかし、もし、子供がHIV陰性であれば、専門医たちは母親は母乳を与えるべきではないと口をそろえて言うだろう。医療スタッフの要求にも関わらず、この両親は子供のHIV検査を拒んだ。

子供は両親の拒絶にもかかわらずHIV検査を受けるべきか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 通常、両親は子供の治療過程を決定する権利がある。しかし、このケースでは、両親

が児の HIV 検査を拒否することは児にとって有益ではなく、診断がなされなければ有害になりうる。そのため、この様な状況では、HIV 検査は行われるべきだ。

NO 両親は子供の治療過程を決定する権利があるため、だれも両親に異なった行動をとるよう強制すべきではない。

YES HIV は伝染性の強いウイルスであり、恐ろしい病気に至る可能性がある。誰がこのウイルスに感染しているかを調べることは公共の利益がある。そのため、この子供は HIV 検査を受けるべきである。

本ケースについてのノート

判決

このケースは最高裁判所で審議され、子供の病状が不明な場合、明らかにこの子供は危険にさらされると結論が出された。この医学検査がこの子供の侵害になる程度は極めて小さい。この子供を病院に検査に連れていくよう家族に強要することは、たいていの人にとっては、些細な強制にしかないだろう。このケースでは、両親が HIV 検査を行う前提を全く受け入れなかったために、彼らが今回のことを大きな問題として誇張している。それでもなお、子供の幸福が最重要である。

この子供は、HIV 陽性の母親から出生または母乳育児の結果のために、HIV 陽性になっているかどうかを思慮があり責任のある人に調べてもらう権利がある。医師によれば、この子供は HIV 陽性の母体から出生したため、HIV 陽性である可能性が 25%ある。このリスクは母乳育児により増加する。

もし、この子供が検査を受けなければ、2つの可能性が考えられる。ひとつは、この子供の置かれている状況を知っており、HIV 陽性かどうかわからない医師たちは、子供の治療をしなければならぬと考えるため、もし子供が HIV 陽性でない場合には不当に過激な治療を施されてしまう。もうひとつは、両親が子供の置かれている状況を医師に伝えないために、この子供が適切な治療が受けられず、実際重症となる可能性がある。どちらにしても、健康状態を調べるためにこの段階で検査を受けることによるのみ叶えられる権利を有している。

ディスカッション 患者の福利

すべての医療処置において、患者の福利はまず念頭に置かれなければならない。未成年、

幼児、治療への同意あるいは拒否ができない成人の場合、その決断が本当に客観的にみて患者にとっての福利をみたすかを評価する必要がある；決定を下す者が客観的にみて患者の本当の利益に従って行為していないと証明された場合、患者にとっての利益のみが考慮されるべきであり、その患者は可能な限り一番効果的な治療介入を受けるべきである。

実際、通常では保護者が患者の最善の利益のもとに行動しているとみなされているため、保護者の指示に反して処置は行われぬ。患者が提案された治療から得る利益とは対照的に、患者に対して治療を行わなかった場合に生じる損害が考慮されなければならない。

子供の代理として、両親が治療的または予防的な医療処置に対する同意をする権利は、条件付き権利である。その権利は、両親は誰よりも一番に心から子供のために思っているため、医療処置の判断ができない子供の代わりに「最善の利益」を判断するのに適切な人物であるという仮定に基づいている。

場合によっては、何が子供の最善の利益に適っているかという両親の考えと医療者が考えるものが異なるときもある。もしこのような状況で、医療者に子供の最善の利益を評価する能力があるとみなすならば、子供の同意を代行する両親の権利を弱体化させる。このような同意の取得の仕方は、比較的無意味な行為となる。というのも、両親が同意した場合も子供は治療され、両親が拒否した場合も医療者が両親の拒否する権利を子供の代理としては彼らの判断は貧弱であるとして撤回し、どのようにしても子供の治療が行われるためである。

患者（未成年）が重病に罹患する可能性がある状況では、罹患する可能性を減らしたり、患者に必要な治療を施したりするために、簡単な検査のような予防措置をとることが倫理的である。